

もしも被害にあわれたら

火災事故サポートBOOK

火災共済は
こちら



暮らしの安全と安心を見守る青い鳥

神戸市民生協

このしおりでは、火災の後に必要となる主な手続きや利用できる制度の概要についてご案内しています。

もしも被害にあわれた場合は、いち早く元の生活に戻れますよう、お祈り申し上げます。

神戸市民生活協同組合 兵庫県知事認可

【通話無料!お気軽にお問い合わせください】 ハイ キ ョ ウ サ イ

0120-81-9431

営業時間 9:00~17:30(土・日曜及び祝日休業)

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階

(2023年9月作成)

【目次】

1.火災による被害を受けたことの証明書の申請…P.1	
2.一時避難住宅について…P.1	
3.災害見舞金品(毛布等)の支給…P.1	
4.火災による廃棄物の処理について…P.2	
5.公共サービス(電話・電気・ガス・水道・郵便)…P.3	
(1)電話	
(2)電気	
(3)ガス	
(4)水道	
(5)郵便局	
6.税金等の減免制度について…P.4	
7.建物登記関係について…P.4	
8.自動車・軽自動車関係(廃車申請等)について…P.4	
9.その他の申請・再交付等について…P.5	
(1)印鑑登録	
(2)自動車運転免許証	
(3)国民健康保険証	
(4)国民年金手帳	
(5)マイナンバーカードの再発行	
(6)預金通帳(銀行など)	
(7)貯金通帳(ゆうちょ銀行・郵便局)	
10.その他のお問い合わせ…P.6	
別表…P.7-8	

このご案内は、すべての手続きを掲載したものではなく、また内容に変更が生じていることがありますので詳細については、まず、お電話にてそれぞれの窓口にご相談ください。

1.火災による被害を受けたことの証明書の申請

り災証明書は消防署が発行する証明書で、り災建物の滅失登記、税金の雑損控除の申請、火災共済(火災保険)の共済金(保険金)請求時等に必要となります。

火災に遭われると、通常消防署から「火災損害届」を提出することを求められます。火災が発生した場所を管轄する消防署に赴き、「火災損害届」を提出した後、所定の用紙に必要事項を記入し申請します。

また、消防車が出動しなかった火災については、消防署の調査のうえ、り災が確認されれば、同様の手続きにて発行されます。

なお、「火災損害届」と「り災証明書」の発行事務を担当する消防係は、事務手続き上、即日発行が難しい場合があるので、あらかじめ、事前に担当消防署に連絡してください。

〈問い合わせ先〉 消防署(別表1参照)

(中央区については中央消防署と水上消防署に分かれています。)

2.一時避難住宅について

火災被災者に対し、空き家となっている市営住宅を一時避難住宅として使用が許可される場合があります。使用期間は3か月毎の更新で最大1年間の使用が認められます。

〈問い合わせ先〉 区役所(別表1参照)

3.災害見舞金品(毛布等)の支給

火災被災者に対し、日本赤十字社と神戸市から被害の程度により災害見舞金品の支給を受けられる場合があります。住家等に対し見舞金として被害の状況、世帯数に応じて支給されます。また、人的被害に対する弔慰金等としての給付制度があります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 区役所(別表1参照)

地域協働課=日本赤十字社見舞金品

保健福祉課=神戸市災害見舞金品

4.火災による廃棄物の処理について

現に居住していた住宅で火災にあった場合、り災面積に応じて廃棄物搬入手数料が減免される場合があります。

(1)火災による廃棄物を埋め立て処分地(神戸市環境局布施畑環境センター)へ搬入する場合は、「廃棄物処理承認券」が必要です。

※処理手数料は10kgごとに140円(14,000円/トン)

(2)申請手続きは、原則として火災発生後1か月以内に行ってください。やむを得ない事情があれば、1か月を超えても申請ができます。(申立書の提出が必要です。)

(3)実際に居住していた住宅(持家・借家)が火災に遭い、居住事実が住民票の写しで確認できる方は、処理手数料の一部が免除される場合があります。

(4)申請には、消防署発行の「り災証明書」(原本)が必要となります。

(5)「り災証明書」以外にも申請に必要な書類があります。

〈申請窓口〉

布施畑環境センター内 搬入管理事務所

神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2

☎078-974-2411

受付時間

平日(月~金) 8時30分~12時00分 13時00分~16時00分

祝日(土日を除く) 8時30分~15時00分

〈問い合わせ先〉

神戸市環境局業務課

神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST2階

☎078-595-6102

5.公共サービス(電話・電気・ガス・水道・郵便)

(1)電話

電話会社へご一報ください。113番が電話故障の際の連絡先になります。後日、り災証明と印鑑を持参のうえ、電話会社に届け出をしてください。仮住まいへの電話移転の必要がある場合は、その旨を依頼します。なお、電話が買い取りではなく、電話会社からレンタルしているときは修繕費を請求される場合があります。

〈問い合わせ先〉

NTT西日本 局番なしの「116」

NTT西日本お客様相談センター ☎0120-019-000

※IP電話は、各契約プロバイダー

(2)電気

電力会社へご一報ください(消防署が電力会社に連絡している場合もあります。)自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。

〈問い合わせ先〉

関西電力株式会社神戸営業所 ☎0800-777-8041

(3)ガス

ガス会社へご一報ください(消防署がガス会社に連絡している場合もあります。)ガス会社は、メーターボックスをはずすなど閉栓処置をします。

〈問い合わせ先〉

大阪ガス株式会社兵庫事務所

お客様センター ☎0120-794-817

(4)水道

り災現場の片づけが終わったら、水道局へ連絡し、給水停止(閉栓)の手続きを依頼してください。

※地域や窓口により、手続きが異なる場合がありますので、ご注意ください。

〈問い合わせ先〉

神戸市水道局お客様受付センター ☎078-797-5555

(5)郵便局

郵便局に備え付けの転居届(はがき)に新住所と旧住所などを記入のうえ、投函すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に配達されます。罹災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届(はがき)を投函してください。

※転居届(はがき)は全国の郵便局に備え付けられております。

※地域や窓口により、手続きが異なる場合がありますので、ご注意ください。

6.税金等の減免制度について

火災や風水害など、予期せぬ災害で住宅や家財に損害を受けたときには、所得税及び復興特別所得税の確定申告で「雑損控除」または「災害減免法」を活用し、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けることができます。

それぞれの制度の概要、対象となる資産の要件、手続き等の詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 税務署(別表2参照)

7.建物登記関係について

建物が焼損して取り壊した場合、り災建物の滅失登記を行う必要があります。滅失登記をしないと、翌年以降も固定資産税が課されます。滅失登記は、法務局に申請を行い、「り災証明書」や工務店が発行した「建物取壊証明書」などの書類が必要となります。申請期限は、建物滅失の日から1か月以内です。

〈問い合わせ先〉 地方法務局(別表2参照)

8.自動車・軽自動車関係(廃車申請等)について

火災で自動車や軽自動車を焼損した場合、廃車申請を行う必要があります。

(1)自動車

神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050-5540-2066

(2)軽自動車

軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847

9.その他の申請・再交付等について

(1)印鑑登録

実印を再度作成する必要があります。新しい実印を持参し、窓口であらためて印鑑登録の申請手続きを行います。

〈問い合わせ先〉 区役所(別表1参照)

(2)自動車運転免許証

住所地を管轄する警察署または運転免許更新センターで申請手続きを行ってください。

〈問い合わせ先〉

①明石更新センター ☎078-912-7061

②神戸更新センター ☎078-351-7201

(3)国民健康保険証

本人または同一世帯の方が窓口(国民健康保険課)で再発行の手続きを行います。

〈問い合わせ先〉 区役所(別表1参照)

(4)国民年金手帳

窓口(国民年金課など)で申請手続きを行います。

〈問い合わせ先〉 年金事務所(別表2参照)

(5)マイナンバーカードの再発行

窓口(市民課)で申請手続きを行います。

〈問い合わせ先〉 区役所(別表1参照)

(6)預金通帳(銀行など)

預金口座を開設した金融機関の窓口に通帳類が紛失または消失したことを届け出ます。その後、照会状が送付されます。受け取った照会状を金融機関の窓口に表示することで再交付されます。

(7)貯金通帳(ゆうちょ銀行・郵便局)

ゆうちょ銀行・郵便局へ行き、通帳類が紛失したことを届け出ます。手続きは、どこのゆうちょ銀行・郵便局でも行えます。

10.その他のお問い合わせ

市政、くらし、各種申請手続きでわからないことは神戸市総合コールセンター
☎078-333-3330 Fax078-333-3314
年中無休(8:00~21:00)

別表1

消防署

担当窓口(住所地)	☎問合せ先
神戸市東灘消防署	(078)843-0119(代)
神戸市灘消防署	(078)882-0119(代)
神戸市中央消防署	(078)241-0119(代)
神戸市兵庫消防署	(078)512-0119(代)
神戸市北消防署	(078)591-0119(代)
神戸市長田消防署	(078)578-0119(代)
神戸市須磨消防署	(078)735-0119(代)
神戸市垂水消防署	(078)786-0119(代)
神戸市西消防署	(078)961-0119(代)
神戸市水上消防署	(078)302-0119(代)
神戸市消防局	(078)333-0119(代)

区役所・市役所

担当窓口(住所地)	☎問合せ先
神戸市東灘区役所	(078)841-4131(代)
神戸市灘区役所	(078)843-7001(代)
神戸市中央区役所	(078)335-7511(代)
神戸市兵庫区役所	(078)511-2111(代)
神戸市北区役所	(078)593-1111(代)
神戸市北神区役所	(078)981-5377(代)
神戸市長田区役所	(078)579-2311(代)
神戸市須磨区役所	(078)731-4341(代)
神戸市垂水区役所	(078)708-5151(代)
神戸市西区役所	(078)940-9501(代)
神戸市役所	(078)331-8181(代)

別表2

地方法務局

担当窓口(住所地)	☎問合せ先
神戸地方法務局本局(灘区、中央区、兵庫区)	(078)392-1821(代)
東神戸出張所(東灘区)	(078)451-7955(代)
北出張所(北区)	(078)594-3351(代)
須磨出張所(長田区、須磨区、垂水区)	(078)794-2045(代)
明石支局(西区)	(078)912-5511(代)

税務署

担当窓口(住所地)	☎問合せ先
芦屋税務署(東灘区)	(0797)31-2131
灘税務署(灘区)	(078)861-5054
神戸税務署(中央区)	(078)391-7161
兵庫税務署(兵庫区・北区)	(078)576-5131
長田税務署(長田区)	(078)691-5151
須磨税務署(須磨区・垂水区)	(078)731-4333
明石税務署(西区)	(078)921-2261

年金事務所

担当窓口(住所地)	☎問合せ先
東灘年金事務所(東灘区・灘区)	(078)811-8475
三宮年金事務所(中央区)	(078)332-5793
兵庫年金事務所(兵庫区・北区)	(078)577-0294
須磨年金事務所(長田区・須磨区・垂水区・西区)	(078)731-4797

----- MEMO -----